

故郷を・普通の生活を返せ! こどもの未来を奪うな!

群馬弁護士ニュース NO10
 弁護士HP 原子力損害賠償群馬弁護士 検索
 クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護士(団長)鈴木克昌
 【連絡先】〒371-0844
 前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル303
 新前橋法律事務所内
 [TEL] 027-251-7871 [FAX] 027-251-7989

弁護士/被災地を調査

(第1回) 2014.12.29~31 (第2回) 2015.1.18~19

所在尋問(現地で行う証人尋問)の実現に向けて、
 裁判所に現地の状況を知らせる

4年経っても市街地は荒れたまま・・・
 この現状を裁判所に見てもらいたい!

弁護士 野口 知聖

弁護士団では、昨年12月29~31日と、今年1月18~19日の2回、福島県の現地調査を行いました。

調査を行った目的は、第一に原告の皆様の福島県にある自宅の状況を裁判所に知ってもらうためです。第二に、現在弁護士団では裁判所に対し、福島県に出張した上で原告ご本人に証言をしてもらうという、所在尋問という手続きの申し入れをしておりますが、その会場となる公共施設等の調査をするためです。



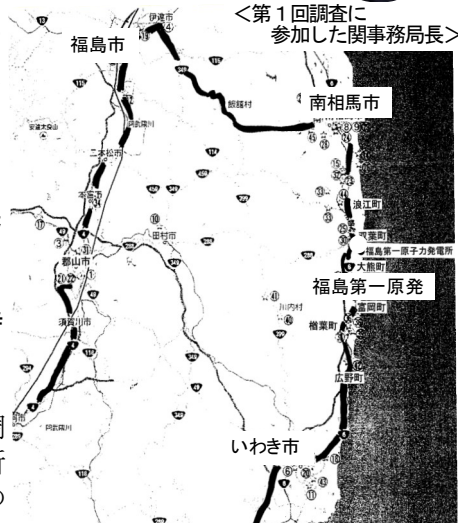
昨年12月の1回目の調査は主に郡山市、福島市など中通りから南相馬市、富岡町辺りを中心に、関弁護士と長谷川弁護士が担当しました。今年1月の2回目の調査はいわき市から広野町・楡葉町・富岡町にかけて行い、宮武弁護士と私が担当しました。調査に際し、自宅を拝見させていただいた原告の方に自宅の詳しい場所を聞くため電話を差し上げましたが、皆様暖かく教えていただけました。この場を借りてお礼申し上げます。

最初はいわき市の勿来周辺から、小名浜方面、そしてJRいわき駅周辺の原告の皆様の自宅を拝見させていただきました。いわき市内は、原発事故からそろそろ4年が経過しようとしている状況で、街は表面上は平穏を取り戻している感じを受けました。



しかし、ところどころ公園等に放射線を測るモニタリングポストがあったり、原発への入構許可証を貼った車が走っていたりすることが、原発事故があったことを思い出させます。また、表面上は見えない複雑さがあるを感じながら街を回らせていただきました。

その後、日が変わった後、朝5時くらいから国道6号線を北上していわき市から広野町方面へ向かいました。この時間でも、広野町に入る手前から原発作業員や除染作業員が乗っていると思われる車が多く、ひどく渋滞しておりました。そして、Jヴィレッジ、広野町役場、楡葉町役場の様子を見ながらさらに北上すると、途中、汚染土が入った黒い袋が多数置いてある状況が見えました。富岡町に入ると、ところどころに「除染作業中」の旗が立っており、市街地はまだ荒れ果てたままであり、4年近く経ってもいまだに復興の目処が立っていないことに暗澹たる気持ちになりました。



■弁護士が視察したルート

弁護士団は、これらの現地調査の結果を証拠として裁判所に提出しました。これからの裁判で、福島の現状を裁判官に伝えようと考えております。

これからも、皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

目に見えない変化や影響を裁判所に伝えたい

弁護士 宮武 優

弁護士団が行いました2回目の現地調査に同行しました。

原告の皆様もご存じのとおり、原発事故が引き起こした被害は、はっきりと目に見えるものだけではありません。例えば、いわき市は、一見すると原発事故前の平穏を取り戻したかのようになって思われます。ですが、私は、今回の現地調査で、いわき市から原発作業員のものと思われる車列が富岡町まで延々と続いている様子を目の当たりにして、現在もいわき市に多くの原発作業員が滞在していることを実感しました。また、いわき市の各地にモニタリングポストが設置され、空間線量が確認できるようになっていました。今回の裁判では、原発事故による目に見えない変化や影響を裁判所に伝えることも、被害の実態を明らかにするうえで重要だと思います。



群馬の裁判は、早ければ今年の9月に審理を終える見通しとなっています。それまでの間に、原



＜現地調査を映像として納め、証拠として提出したDVD＞

発事故による被害の実態を裁判所へ伝えられるよう、力を尽くそうと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。



原発事故の被害の大きさを改めて感じた!

弁護士 長谷川亮輔

昨年末、原告の皆様の事故時のご自宅を回り、建物外観や町並みを撮影させていただきました。全員のご自宅は回れませんでした。建物はあるにもかかわらず、そこで営まれていた生活が根こそぎ奪われるという原発事故による被害の特異さ、被害の大きさを改めて感じました。プライバシー



があるため、映像を皆様に見ていただくことはできませんが、裁判所にも同じことを感じてもらえる映像になったと思います。裁判所には映像だけでなく、現地に赴いての尋問をぜひ決断してもらいたと思います。

原告の皆様には、年の暮れに「今ご自宅の近くにいるんですけど。」と不躰なお電話をしたにも関わらず早くご対応いただき、ありがとうございました。

1月23日裁判報告

裁判官が代わり（右陪席）、これまでの主張を整理して
新しい裁判官に理解してもらうため、弁論の更新をしました

判決を書くための論点を
図式にまとめたフローチャートを裁判所が示す

1月23日、前橋地裁にて第9回裁判が行われました。全国で23万4千人、群馬県内には1366人（2月4日現在）の方が避難している福島第一原発事故。137人が原告となっていたかわれている群馬の裁判は、証人尋問・結審・判決の流れがはっきりと見えてきて、原告と弁護団との連携がますます重要になってきています。

この日は、右陪席の裁判官が異動したため、これまでの裁判で何が明らかにされてきたかについて、原告・被告双方が弁論しました。はじめに、原告側から鈴木弁護団長が陳述。まず、国家賠償法と民法に基づいて賠償請求している事を明らかにし、東電の責任原因は地震対策不備、津波対策不備、過酷事故対策の不備にあり、国にはそれらを前提に規制権限不行使の違法性があることを主張していること、さらに「自主避難」と言われている方々が避難したことの合理性と原告らの慰謝料請求の法的根拠について明らかにしました。



被告の東電・国は、国策として「安全神話」を前提に運転していた原発が事故を起こしたにも関わらず、責任を回避する言い分

に終始し、東電にいたっては「これまでに相当の補償をしてきた」と主張。原告の方は「被告の陳述内容を聞き、怒りと悔しさで『避難者の悲しみが分からないのか！みじめさが分からないのか！元の暮らしを返せ！命を返せ！』を大声を出しそうになり、こらえるのが大変だった」と語っていました。傍聴者は皆同じ気持ちです。

この日も裁判所から質問や書面の提出が次々と求められ、裁判所として判決を書くための論点を整理した「フローチャート」（作業手順などの流れを図式化したもの）が示され「次回は進行協議に時間をかけたい」という意向で、裁判所が判決を書く準備に入っていることが明らかになりました。

今月26日までに証人尋問の予定を示す事になり、裁判所が求める書面の提出と証人尋問に向けた準備にと弁護団の多忙な日々続きます。《次回3月6日（金）の裁判傍聴にご参加下さい》

<裁判後の報告集会で
弁護団の報告を聞く参加者>



■東電が身勝手な主張を展開（準備書面40）■

東電が裁判所に提出した準備書面の中に、各原告に対して既に支払っている賠償金額の一覧があります。この一覧を弁護団が精査したところ、金額の内訳に関してADR（原子力損害賠償紛争解決センター）で和解を積み上げてきた内容と違う事に気づき、書面をもって修正を求めました。違う内容というのは、ADRの和解契約書で確認されてきた精神的損害部分を勝手に増やしていることです。

精神的損害の既払い金を多くすれば、裁判で支払いが命じられる慰謝料＝精神的損害が少なく済むわけです。

東電の回答は「ADRにおける整理に合致した個別的和解が成立したことがあるとしても、それが何ら裁判規範性を獲得するものではない」と開き直り、福島第一原発事故を受けて、設置された国家機関・ADRの見解に反旗をひるがえしたのです。被害者の気持ちを自分らの勝手な解釈で踏みにじる態度、断固許しません！



お知らせ

鈴木団長が4月から日本弁護士連合会の副会長に就任
鈴木団長に代わって石原副団長が団長代行として任務を引き継ぎ

【団長】鈴木克昌



本年4月から1年間、日本弁護士連合会（日弁連）副会長に就任し、東京の日弁連本部に常勤することとなりました。このため、弁護団副団長の石原栄一弁護士に団長代行をお願いすることになりました。原告本人尋問を控えた大変な時期に、まことに申し訳ありません。

石原団長代行は、原発事故発生直後の平成23年4月から群馬弁護士会災害対策委員長を務め、翌年4月、群馬弁護士会会長に就任し、被害者救援活動の道筋をつけ、その後も、弁護団活動の中核を担ってきました。原告、被害者の皆様を支え、裁判勝利にむけて指導力を発揮していただけると確信しています。

皆様のご理解といっそうのご協力をお願い申し上げます。

【団長代行】石原栄一

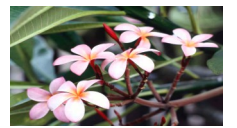


この度、弁護団の団長代行を務めさせて頂くことになりました。鈴木団長が不在の間その代わりを務めるという大変重い役目ですが、皆様の協力を得ながら精一杯務めさせて頂く所存です。どうかご協力の程お願い申し上げます。

さて、前橋地裁での裁判は、1月23日の弁論で裁判官から詳細な求釈明事項が原被告双方に示され争点整理が進められており、5月の原告本人尋問に向けた手続きが急ピッチで進行しております。弁護団ではこうした状況を踏まえて充実した本人尋問が実施できるよう万全の準備に取り組んでいるところです。今後、原告・被告・裁判所との話し合いがもたれ、どの様な本人尋問になるか決定します。ご注目頂きたいと思います。

支援活動の紹介

私たちの裁判を支援して下さっている群馬大学社会情報学部・藤井正希准教授が、1月29日、群馬大学で特別公開授業「福島原発事故～被災者の証言から学ぶ～」を開催して下さいました。学生を中心とする受講者約200名を前に、原告Tさんが避難生活の実情をお話しされました。参加者からは「原発の考えが変わった」などの感想が寄せられたそうです。また、私たちの裁判への理解と支援も呼び掛けて頂きました。



今後の裁判予定

●2月26日までに証人尋問の予定を裁判所に提出。

前橋地裁・21号法廷

■次回は3月6日（金）10:30～

■3月27日（金）10:30～

※今後の進行協議に重点が置かれ、証人尋問の進め方について原告・被告・裁判所三者で話し合われる注目の裁判。

■証人尋問 <全日程とも午前10時～午後5時>

5月1日（金）、7日（木）、8日（金）、22日（金）

■6月26日（金）10:30～

■7月31日（金）10:30～

■9月11日（金）10:30～